

介護保険 住宅改修を希望される方へ

介護保険で要支援や要介護の認定を受けている方が、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に改修費用の9割（8割、7割）が介護保険から支給されます。

住宅改修は事前申請となっています。住宅改修をされるときは、必ず事前にケアマネジャーまたは能勢町保健福祉センターまでご相談ください。

【対象となる改修】

改修の種類	改 修 の 概 要
手すりの取り付け	転倒予防、移動の円滑化
段差の解消	床・通路の段差の解消、スロープの設置、浴室床のかさ上げ等
床材の変更	滑りの防止・移動の円滑化、滑りにくい床材への変更
扉の取替え	開き戸を引き戸や折り戸に変更等
便器の取替え	和式便器を洋式便器に取替え等 ※水洗化または簡易水洗化に係る費用は対象外

【改修工事を行う前に提出していただく書類（事前申請）】

- ① 事前申請書類総括票
- ② 住宅改修費支給申請書
- ③ 住宅改修が必要な理由書
- ④ 工事費見積書
- ⑤ 住宅の所有者の承諾書（改修を行う住宅の所有者が申請者と異なる場合）
- ⑥ 住宅改修する前の状態が分かるもの（写真等、原則として撮影日が分かるもの）
- ⑦ 住宅の平面図（日常生活上の動線が分かるもの）
- ⑧ 入院（入所）中における住宅改修が必要とされる理由書（※申請時入院・入所中の方）
- ⑨ その他必要な書類

【改修工事を行った後に提出していただく書類（事後申請）】

- ① 改修工事後書類総括票
- ② 住宅改修に要した費用の領収書
- ③ 工事費内訳書
- ④ 住宅改修完成後の状態を確認できるもの（写真等、原則として撮影日が分かるもの）

〈 お問い合わせ 〉

〒563-0351 大阪府豊能郡能勢町栗栖 82-1

能勢町保健福祉センター

Tel：072-731-2160 / Fax：072-731-2151

E-mail：houkatu@town.nose.osaka.jp